

決裁・供覧

件名	参議院議員浜田聡君提出暗号資産モナコインの譲渡等に係る税務上の取扱いに関する第三回質問に対する答弁書について			文書番号		
				課資3-5		
伺い文	参議院議員浜田聡君提出暗号資産モナコインの譲渡等に係る税務上の取扱いに関する第三回質問に対する答弁書について、別案のとおり閣議請議してよろしいか、伺います。 (注) 本件決裁後、本省において決裁予定。					
起案	起案日	令和04年05月16日		受付日		
	部署	国税庁 課税部 資産課税課 審理第二係		決裁	決裁処理期限日	
					決裁日	令和04年05月18日
	起案者	板東 一也		施行	施行処理期限日	
連絡先	[REDACTED]			施行日	令和04年05月18日	
分類名称	大分類	共通 (法令・通達)		施行	施行先	内閣総理大臣
	中分類	閣議関係書類			施行者	財務大臣
	名称 (小分類)	【令和4年(2022年)】国会答弁書(質問主意書)決裁文書(審理2・3係)			取扱上の注意	
取扱区分	秘密区分			格付け	機密性格付け	2
	秘密期間終了日			保存	取扱制限	
	指定事由				行政文書保存期間	30年
				保存期間満了時期	令和34年12月31日	
決裁・供覧欄	国税庁 大鹿 行宏 (長官) 【済】 国税庁 長官官房 人事課 本並 尚紀 (課長補佐【庁】) 【済】 国税庁 重藤 哲郎 (次長) 【済】 国税庁 長官官房 人事課 秘書係 福井 健広 (係長【庁】) 【済】 国税庁 課税部 資産課税課 審理第二係 板東 一也 (係長 (国税実査官)【庁】) 【済】 国税庁 長官官房 総務課 細田 修一 (課長【庁】) 【済】 別紙1参照					
備考欄						

別紙1

国税庁 長官官房 総務課
寺崎 瑞枝 (審査室長) 【済】

国税庁 長官官房 総務課 総務第一係
西田 将司 (係長【庁】) 【済】

国税庁 長官官房 総務課
小森 一馬 (課長補佐【庁】) 【済】

国税庁 長官官房 総務課 審査企画係
加藤 守朗 (係長【庁】) 【済】

国税庁 長官官房 総務課 審査企画係
横尾 教介 (主任【庁】) 【済】

国税庁 課税部
星屋 和彦 (部長【庁】) 【済】

国税庁 課税部 課税総括課 総務係
横町 美穂 (係長 (国税実査官)【庁】) 【後閲】 【済】

国税庁 課税部 資産評価企画官
加藤 千博 (資産評価企画官) 【後閲】

国税庁 課税部 資産評価企画官
宇野沢 貴司 (資産評価企画官補佐) 【済】

国税庁 課税部 資産評価企画官
松田 貴司 (企画専門官【庁】)

決
裁
・
供
覧
欄
(
別
紙
)

国税庁 課税部 資産評価企画官
諸熊 聡 【済】

国税庁 課税部 資産評価企画官
中村 彰宏 (係長【庁】) 【済】

国税庁 課税部 個人課税課
山崎 博之 (課長【庁】)

国税庁 課税部 個人課税課
田代 浩 (課長補佐【庁】) 【後閲】 【済】

国税庁 課税部 個人課税課
今井 慶一郎 (課長補佐【庁】) 【済】

国税庁 課税部 個人課税課 審理第一係
増尾 裕之 (係長 (国税実査官)【庁】) 【済】

国税庁 課税部 資産課税課
西野 享太郎 (課長【庁】) 【後閲】

国税庁 課税部 資産課税課
尾張 佳也 (課長補佐【庁】)

国税庁 課税部 資産課税課
佐藤 誠一郎 (課長補佐【庁】)

国税庁 課税部 資産課税課 審理第三係
天野 加菜 (係長 (国税実査官)【庁】)

課 資 3 - ●

令和 4 年 5 月 日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄 殿

財務大臣 鈴 木 俊 一

参議院議員浜田聡君提出暗号資産モナコインの譲渡等に係る
税務上の取扱いに関する第三回質問に対する答弁書について

標記について、別紙のとおり閣議を求めます。

参議院議員浜田聡君提出暗号資産モナコインの譲渡等に係る税務上の取扱いに関する第三回質問に対する答弁書

一について

御指摘の事例における所得税及び住民税の課税と贈与税の課税については、納税義務者や課税の性格等が異なっており、「憲法上の問題が生じるおそれがある」との御指摘は当たらないと考えている。

二について

所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）は、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に係る政令であり、贈与税の計算上、直ちにその規定の適用はないものと解される。

いずれにせよ、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）上、贈与により取得した暗号資産の価額は時価であるところ、活発な市場が存在する暗号資産については、客観的な交換価値が明らかとなっていることから、その時価は、動産の評価方法を定めた「財産評価基本通達」（昭和三十九年四月二十五日付け直資五十六、直審（資）十七国税庁長官通達）第六章における百三十三に定める評価方法ではなく、外国通貨の評価方法に準じて、当該贈与により取得した暗号資産に係る暗号資産交換業者の公表する当該贈与の

時の取引価格によって評価することとしている。

三について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、いずれにせよ、所得税法上、贈与又は相続により取得した外国通貨の取得価額について、贈与又は相続の時に於いてその贈与者又は被相続人がその外国通貨につきよるべきものとされていた評価の方法により評価した金額とする取扱いは、同法における暗号資産や有価証券の取得価額に関する規定を踏まえたものである。

四について

毎年度の税制改正については、政令への委任規定を含めたその法律案を国会において御審議いただいた上で行われているものであり、適切なものと考えている。

五について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、御指摘の「当該資産の取引価格（客観的な交換価値）」は、一般的には、その資産が取引される市場により判断されるものと考えている。

六及び七について

先の答弁書（令和四年四月二十八日内閣参質二〇八第三九号）四について述べたように、現時点では、暗号資産について、仮に、支払手段としての性質のほかに、資産の価値の増加益が生じる性質があるとしても、当該性質については、一般に独立した経済的価値が認められて取引の対象にされているとは考えていないところである。こうしたことから、暗号資産について、所得税法第三十三条第一項に規定する「資産」には該当しないものとして取り扱っている。

参議院議員浜田聡君提出暗号資産モナコインの 譲渡等に係る税務上の取扱いに関する第三回質 問に対する答弁書（資料）

○ 関係法令等	1
○ 所得税率の推移	16
○ 個人住民税率の推移	17
○ 相続税・贈与税率の推移	18
○ わが国税制の現状と課題－21世紀に向けた国民の参加と選択（平成12 年7月）政府税制調査会（抜粋）	19
○ 参・財金委志苦裕議員の質問に対する大武健一郎審議官の答弁（平成10 年4月7日）（抄）	21
○ 各種財産に係る評価方法	22
○ 暗号資産・外国通貨を贈与した場合の課税関係	23
○ 暗号資産に関する税務上の取扱いについて（情報）	24
○ 譲渡所得の課税の趣旨	30
○ 平成31年3月14日（木）参・財政金融委員会議事録（抄）	31
○ 平成31年3月20日（水）参・財政金融委員会議事録（抄）	33
○ 参議院議員浜田聡君提出暗号資産モナコインの譲渡等に係る税務上の取扱 いに関する再質問に対する答弁書（令和4年4月28日閣議決定）	35
○ 参議院議員浜田聡君提出暗号資産モナコインの譲渡等に係る税務上の取扱 いに関する質問に対する答弁書（令和4年4月15日閣議決定）	37

【関係法令】

○ 所得税法（抄）【昭和40年法律第33号】

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～十五の五 省略

十六 棚卸資産 事業所得を生ずべき事業に係る商品、製品、半製品、仕掛品、原材料その他の資産（有価証券、第四十八条の二第一項（暗号資産の譲渡原価等の計算及びその評価の方法）に規定する暗号資産及び山林を除く。）で棚卸しをすべきものとして政令で定めるものをいう。

十七～四十八 省略

2 省略

（譲渡所得）

第三十三条 譲渡所得とは、資産の譲渡（建物又は構築物の所有を目的とする地上権又は賃借権の設定その他契約により他人に土地を長期間使用させる行為で政令で定めるものを含む。以下この条において同じ。）による所得をいう。

2 次に掲げる所得は、譲渡所得に含まれないものとする。

一 たな卸資産（これに準ずる資産として政令で定めるものを含む。）の譲渡その他営利を目的として継続的に行なわれる資産の譲渡による所得

二 前号に該当するもののほか、山林の伐採又は譲渡による所得

3～5 省略

（必要経費）

第三十七条 その年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は雑所得の金額（事業所得の金額及び雑所得の金額のうち山林の伐採又は譲渡に係るもの並びに雑所得の金額のうち第三十五条第三項（公的年金等の定義）に規定する公的年金等に係るものを除く。）の計算上必要経費に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、これらの所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るため直接に要した費用の額及びその年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用（償却費以外の費用でその年において債務の確定しないものを除く。）の額とする。

2 省略

（たな卸資産の贈与等の場合の総収入金額算入）

第四十条 次の各号に掲げる事由により居住者の有するたな卸資産（事業所得の基
因となる山林その他たな卸資産に準ずる資産として政令で定めるものを含む。以

下この条において同じ。)の移転があつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その者のその事由が生じた日の属する年分の事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

一 贈与(相続人に対する贈与で被相続人である贈与者の死亡により効力を生ずるものを除く。)又は遺贈(包括遺贈及び相続人に対する特定遺贈を除く。)

当該贈与又は遺贈の時ににおけるそのたな卸資産の価額

二 著しく低い価額の対価による譲渡 当該対価の額と当該譲渡の時ににおけるそのたな卸資産の価額との差額のうち実質的に贈与をしたと認められる金額

2 居住者が前項各号に掲げる贈与若しくは遺贈又は譲渡により取得したたな卸資産を譲渡した場合における事業所得の金額、山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、次に定めるところによる。

一 前項第一号に掲げる贈与又は遺贈により取得したたな卸資産については、同号に掲げる金額をもつて取得したものとみなす。

二 前項第二号に掲げる譲渡により取得したたな卸資産については、当該譲渡の対価の額と同号に掲げる金額との合計額をもつて取得したものとみなす。

(暗号資産の譲渡原価等の計算及びその評価の方法)

第四十八条の二 居住者の暗号資産(資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第五項(定義)に規定する暗号資産をいう。以下この条において同じ。)につき第三十七条第一項(必要経費)の規定によりその者の事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額を算定する場合におけるその算定の基礎となるその年十二月三十一日において有する暗号資産の価額は、その者が暗号資産について選定した評価の方法により評価した金額(評価の方法を選定しなかつた場合又は選定した評価の方法により評価しなかつた場合には、評価の方法のうち政令で定める方法により評価した金額)とする。

2 前項の選定をすることができる評価の方法の種類、その選定の手続その他暗号資産の評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(贈与等の場合の譲渡所得等の特例)

第五十九条 次に掲げる事由により居住者の有する山林(事業所得の基因となるものを除く。)又は譲渡所得の基因となる資産の移転があつた場合には、その者の山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、その事由が生じた時に、その時ににおける価額に相当する金額により、これらの資産の譲渡があつたものとみなす。

一 贈与(法人に対するものに限る。)又は相続(限定承認に係るものに限る。)

若しくは遺贈(法人に対するもの及び個人に対する包括遺贈のうち限定承認に係るものに限る。)

二 著しく低い価額の対価として政令で定める額による譲渡(法人に対するものに限る。)

2 省略

(贈与等により取得した資産の取得費等)

第六十条 居住者が次に掲げる事由により取得した前条第一項に規定する資産を譲渡した場合における事業所得の金額、山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、その者が引き続きこれを所有していたものとみなす。

一 贈与、相続（限定承認に係るものを除く。）又は遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものを除く。）

二 前条第二項の規定に該当する譲渡

2・3 省略

4 居住者が前条第一項第一号に掲げる相続又は遺贈により取得した資産を譲渡した場合における事業所得の金額、山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、その者が当該資産をその取得の時ににおける価額に相当する金額により取得したものとみなす。

○ 所得税法施行令（抄）【昭和40年政令第96号】

（棚卸資産の範囲）

第三条 法第二条第一項第十六号（棚卸資産の意義）に規定する政令で定める資産は、次に掲げる資産とする。

- 一 商品又は製品（副産物及び作業くずを含む。）
- 二 半製品
- 三 仕掛品（半成工事を含む。）
- 四 主要原材料
- 五 補助原材料
- 六 消耗品で貯蔵中のもの
- 七 前各号に掲げる資産に準ずるもの

（譲渡所得の基因とされないたな卸資産に準ずる資産）

第八十一条 法第三十三条第二項第一号（譲渡所得に含まれない所得）に規定する政令で定めるものは、次に掲げる資産とする。

- 一 不動産所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務に係る第三条各号（たな卸資産の範囲）に掲げる資産に準ずる資産
- 二・三 省略

（自家消費の場合のたな卸資産に準ずる資産の範囲）

第八十六条 法第三十九条（たな卸資産等の自家消費の場合の総収入金額算入）に規定する政令で定めるものは、第八十一条各号（譲渡所得の基因とされないたな卸資産に準ずる資産）に掲げる資産（山林を除く。）とする。

（贈与等の場合の棚卸資産に準ずる資産の範囲）

第八十七条 法第四十条第一項（棚卸資産の贈与等の場合の総収入金額算入）に規定する政令で定めるものは、前条に規定する資産、有価証券で事業所得の基因となるもの及び法第四十八条の二第一項（暗号資産の譲渡原価等の計算及びその評価の方法）に規定する暗号資産とする。

（棚卸資産の評価の方法）

第九十九条 法第四十七条第一項（棚卸資産の売上原価等の計算及びその評価の方法）の規定によるその年十二月三十一日（同項の居住者が年の中途において死亡し又は出国をした場合には、その死亡又は出国の時。以下この款において同じ。）において有する棚卸資産の評価額の計算上選定をすることができる同項に規定する政令で定める評価の方法は、次に掲げる方法（その年分の所得税について青色

申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けていない場合には、第一号に掲げる方法)とする。

一 原価法（その年十二月三十一日において有する棚卸資産（以下この項において「期末棚卸資産」という。）につき次に掲げる方法のうちいずれかの方法によつてその取得価額を算出し、その算出した取得価額をもつて当該期末棚卸資産の評価額とする方法をいう。）

イ 個別法（期末棚卸資産の全部について、その個々の取得価額をその取得価額とする方法をいう。）

ロ 先入先出法（期末棚卸資産をその種類、品質及び型（以下この項において「種類等」という。）の異なるごとに区別し、その種類等の同じものについて、当該期末棚卸資産をその年十二月三十一日から最も近い日において取得した種類等を同じくする棚卸資産から順次成るものとみなし、そのみなされた棚卸資産の取得価額をその取得価額とする方法をいう。）

ハ 総平均法（棚卸資産をその種類等の異なるごとに区別し、その種類等の同じものについて、その年一月一日において有していた種類等を同じくする棚卸資産の取得価額の総額とその年中に取得した種類等を同じくする棚卸資産の取得価額の総額との合計額をこれらの棚卸資産の総数量で除して計算した価額をその一単位当たりの取得価額とする方法をいう。）

ニ 移動平均法（棚卸資産をその種類等の異なるごとに区別し、その種類等の同じものについて、当初の一単位当たりの取得価額が、再び種類等を同じくする棚卸資産を取得した場合にはその取得の時に於いて有する当該棚卸資産とその取得した棚卸資産との数量及び取得価額を基礎として算出した平均単価によつて改定されたものとみなし、以後種類等を同じくする棚卸資産を取得する都度同様の方法により一単位当たりの取得価額が改定されたものとみなし、その年十二月三十一日から最も近い日において改定されたものとみなされた一単位当たりの取得価額をその一単位当たりの取得価額とする方法をいう。）

ホ 最終仕入原価法（期末棚卸資産をその種類等の異なるごとに区別し、その種類等の同じものについて、その年十二月三十一日から最も近い日において取得したものの一単位当たりの取得価額をその一単位当たりの取得価額とする方法をいう。）

ヘ 売価還元法（期末棚卸資産をその種類等又は通常の差益の率（棚卸資産の通常の販売価額のうちに当該通常の販売価額から当該棚卸資産を取得するために通常要する価額を控除した金額の占める割合をいう。以下この項において同じ。）の異なるごとに区別し、その種類等又は通常の差益の率の同じものについて、その年十二月三十一日における種類等又は通常の差益の率を同

じくする棚卸資産の通常の販売価額の総額に原価の率（当該通常の販売価額の総額とその年中に販売した当該棚卸資産の対価の総額との合計額のうちその年一月一日における当該棚卸資産の取得価額の総額とその年中に取得した当該棚卸資産の取得価額の総額との合計額の占める割合をいう。）を乗じて計算した金額をその取得価額とする方法をいう。）

- 二 低価法（期末棚卸資産をその種類等（前号へに掲げる売価還元法により算出した取得価額による原価法により計算した価額を基礎とするものにあつては、種類等又は通常の差益の率。以下この号において同じ。）の異なるごとに区別し、その種類等の同じものについて、前号に掲げる方法のうちいずれかの方法により算出した取得価額による原価法により評価した価額とその年十二月三十一日における価額とのうちいずれか低い価額をもつてその評価額とする方法をいう。）

2 省略

（棚卸資産の取得価額）

第百三条 第九十九条第一項（棚卸資産の評価の方法）又は第九十九条の二第一項（棚卸資産の特別な評価の方法）の規定による棚卸資産の評価額の計算の基礎となる棚卸資産の取得価額は、別段の定めがあるものを除き、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に掲げる金額とする。

一 購入した棚卸資産 次に掲げる金額の合計額

イ 当該資産の購入の代価（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税（関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条第一項第四号の二（定義）に規定する附帯税を除く。）その他当該資産の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）

ロ 当該資産を消費し又は販売の用に供するために直接要した費用の額

二 自己の製造、採掘、採取、栽培、養殖その他これらに準ずる行為（以下この条において「製造等」という。）に係る棚卸資産 次に掲げる金額の合計額

イ 当該資産の製造等のために要した原材料費、労務費及び経費の額

ロ 当該資産を消費し又は販売の用に供するために直接要した費用の額

三 前二号に規定する方法以外の方法により取得した棚卸資産 次に掲げる金額の合計額

イ その取得の時ににおける当該資産の取得のために通常要する価額

ロ 当該資産を消費し又は販売の用に供するために直接要した費用の額

2 次の各号に掲げる棚卸資産の前項に規定する取得価額は、当該各号に掲げる金額とする。

一 贈与、相続又は遺贈により取得した棚卸資産（法第四十条第一項第一号（棚

卸資産の贈与等の場合の総収入金額算入)に掲げる贈与又は遺贈により取得したものを除く。) 被相続人の死亡の時ににおいて、当該被相続人が当該資産につきよるべきものとされていた評価の方法により評価した金額

- 二 法第四十条第一項第二号に掲げる譲渡により取得した棚卸資産 当該譲渡の対価の額と同号に掲げる金額との合計額に当該資産を消費し又は販売の用に供するために直接要した費用の額を加算した金額
- 3 法第四十一条第二項(農産物の収穫の場合の総収入金額算入)の規定により取得したものとみなされる同項に規定する農産物の第一項に規定する取得価額は、同条第二項に規定する収穫価額に当該農産物を消費し又は販売の用に供するために直接要した費用の額を加算した金額とする。

(有価証券の取得価額)

第九十九条 第五十条第一項(有価証券の評価の方法)の規定による有価証券の評価額の計算の基礎となる有価証券の取得価額は、別段の定めがあるものを除き、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

- 一 金銭の払込みにより取得した有価証券(第三号に該当するものを除く。)
その払込みをした金銭の額(新株予約権(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十七項(定義)に規定する新投資口予約権を含む。以下この号及び第四号において同じ。)の行使により取得した有価証券にあつては当該新株予約権の取得価額を含むものとし、その金銭の払込みによる取得のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額)
- 二 第八十四条第一項(譲渡制限付株式の価額等)に規定する特定譲渡制限付株式又は承継譲渡制限付株式 その特定譲渡制限付株式又は承継譲渡制限付株式の同項に規定する譲渡についての制限が解除された日(同日前に同項の個人が死亡した場合において、当該個人の死亡の時に同条第二項第二号に規定する事由に該当しないことが確定している当該特定譲渡制限付株式又は承継譲渡制限付株式については、当該個人の死亡の日)における価額
- 三 発行人から与えられた第八十四条第三項の規定に該当する場合における同項各号に掲げる権利の行使により取得した有価証券 その有価証券のその権利の行使の日(同項第三号に掲げる権利の行使により取得した有価証券にあつては、当該権利に基づく払込み又は給付の期日(払込み又は給付の期間の定めがある場合には、当該払込み又は給付をした日))における価額
- 四 発行人に対し新たな払込み又は給付を要しないで取得した当該発行人の株式(出資及び投資口(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口をいう。次条第一項において同じ。))を含む。以下この目において同じ。)又は新株予約権のうち、当該発行人の株主等として与えられる

場合（当該発行法人の他の株主等に損害を及ぼすおそれがないと認められる場合に限る。）の当該株式又は新株予約権 零

- 五 購入した有価証券（第三号に該当するものを除く。） その購入の代価（購入手数料その他その有価証券の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）
 - 六 前各号に掲げる有価証券以外の有価証券 その取得の時ににおけるその有価証券の取得のために通常要する価額
- 2 次の各号に掲げる有価証券の前項に規定する取得価額は、当該各号に定める金額とする。
- 一 贈与、相続又は遺贈により取得した有価証券（法第四十条第一項第一号（棚卸資産の贈与等の場合の総収入金額算入）に掲げる贈与又は遺贈により取得したものを除く。） 被相続人の死亡の時ににおいて、当該被相続人がその有価証券につきよるべきものとされていた評価の方法により評価した金額
 - 二 法第四十条第一項第二号に掲げる譲渡により取得した有価証券 当該譲渡の対価の額と同号に定める金額との合計額

（暗号資産の評価の方法）

第百十九条の二 法第四十八条の二第一項（暗号資産の譲渡原価等の計算及びその評価の方法）の規定によるその年十二月三十一日（同項の居住者が年の中途において死亡し、又は出国をした場合には、その死亡又は出国の時。第二号において同じ。）において有する同項に規定する暗号資産（以下この項において「期末暗号資産」という。）の評価額の計算上選定をすることができる評価の方法は、期末暗号資産につき次に掲げる方法のうちいずれかの方法によつてその取得価額を算出し、その算出した取得価額をもつて当該期末暗号資産の評価額とする方法とする。

- 一 総平均法（暗号資産（法第四十八条の二第一項に規定する暗号資産をいう。以下この款において同じ。）をその種類の異なるごとに区別し、その種類の同じものについて、その年一月一日において有していた種類を同じくする暗号資産の取得価額の総額とその年中に取得をした種類を同じくする暗号資産の取得価額の総額との合計額をこれらの暗号資産の総数量で除して計算した価額をその一単位当たりの取得価額とする方法をいう。）
- 二 移動平均法（暗号資産をその種類の異なるごとに区別し、その種類の同じものについて、当初の一単位当たりの取得価額が、再び種類を同じくする暗号資産の取得をした場合にはその取得の時ににおいて有する当該暗号資産とその取得をした暗号資産との数量及び取得価額を基礎として算出した平均単価によつて改定されたものとみなし、以後種類を同じくする暗号資産の取得をする都度同

様の方法により一単位当たりの取得価額が改定されたものとみなし、その年十二月三十一日から最も近い日において改定されたものとみなされた一単位当たりの取得価額をその一単位当たりの取得価額とする方法をいう。）

2 省略

（暗号資産の評価の方法の選定）

第一百十九条の三 暗号資産の評価の方法は、その種類ごとに選定しなければならない。

2・3 省略

（暗号資産の評価の方法の変更手続）

第一百十九条の四 居住者は、暗号資産につき選定した評価の方法（その評価の方法を届け出なかつた者がよるべきこととされている次条第一項に規定する評価の方法を含む。）を変更しようとする場合には、納税地の所轄税務署長の承認を受けなければならない。

2 省略

（暗号資産の法定評価方法）

第一百十九条の五 法第四十八条の二第一項（暗号資産の譲渡原価等の計算及びその評価の方法）に規定する政令で定める方法は、第一百十九条の二第一項第一号（暗号資産の評価の方法）に掲げる総平均法により算出した取得価額による評価の方法とする。

2 省略

（暗号資産の取得価額）

第一百十九条の六 第一百十九条の二第一項（暗号資産の評価の方法）の規定による暗号資産の評価額の計算の基礎となる暗号資産の取得価額は、別段の定めがあるものを除き、次の各号に掲げる暗号資産の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

- 一 購入した暗号資産 その購入の代価（購入手数料その他その暗号資産の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）
- 二 前号に掲げる暗号資産以外の暗号資産 その取得の時ににおけるその暗号資産の取得のために通常要する価額

2 次の各号に掲げる暗号資産の前項に規定する取得価額は、当該各号に定める金額とする。

- 一 贈与、相続又は遺贈により取得した暗号資産（法第四十条第一項第一号（棚卸資産の贈与等の場合の総収入金額算入）に掲げる贈与又は遺贈により取得し

たものを除く。) 被相続人の死亡の時に、当該被相続人がその暗号資産につきよるべきものとされていた評価の方法により評価した金額

二 法第四十条第一項第二号に掲げる譲渡により取得した暗号資産 当該譲渡の対価の額と同号に定める金額との合計額

○ 所得税基本通達（抄）【昭和45年7月1日付直審（所）30】

（譲渡所得の基因となる資産の範囲）

- 33-1 譲渡所得の基因となる資産とは、法第33条第2項各号に規定する資産及び金銭債権以外の一切の資産をいい、当該資産には、借家権又は行政官庁の許可、認可、割当て等により発生した事実上の権利も含まれる。

（家事消費又は贈与等をした棚卸資産の価額）

- 39-1 法第39条又は第40条（（たな卸資産の贈与等の場合の総収入金額算入））に規定する消費又は贈与、遺贈若しくは譲渡の時における資産の価額に相当する金額は、その消費等をした資産がその消費等をした者の販売用の資産であるときは、当該消費等の時におけるその者の通常他に販売する価額により、その他の資産であるときは、当該消費等の時における通常売買される価額による。

○ 資金決済に関する法律（抄）【平成21年法律第59号】

（定義）

第二条

1～4 省略

5 この法律において「暗号資産」とは、次に掲げるものをいう。ただし、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項に規定する電子記録移転権利を表示するものを除く。

一 物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産を除く。次号において同じ。）であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

二 不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

6～19 省略

○ 相続税法（抄）【昭和25年法律第73号】

（評価の原則）

第二十二條 この章で特別の定めのあるものを除くほか、相続、遺贈又は贈与により取得した財産の価額は、当該財産の取得の時における時価により、当該財産の価額から控除すべき債務の金額は、その時の現況による。

○ 財産評価基本通達（抄）【昭和39年4月25日付直資56、直審（資）17】

（邦貨換算）

4-3 外貨建てによる財産及び国外にある財産の邦貨換算は、原則として、納税義務者の取引金融機関（外貨預金等、取引金融機関が特定されている場合は、その取引金融機関）が公表する課税時期における最終の為替相場（邦貨換算を行なう場合の外国為替の売買相場のうち、いわゆる対顧客直物電信買相場又はこれに準ずる相場をいう。また、課税時期に当該相場がない場合には、課税時期前の当該相場のうち、課税時期に最も近い日の当該相場とする。）による。

なお、先物外国為替契約（課税時期において選択権を行使していない選択権付為替予約を除く。）を締結していることによりその財産についての為替相場が確定している場合には、当該先物外国為替契約により確定している為替相場による。

（注） 外貨建てによる債務を邦貨換算する場合には、この項の「対顧客直物電信買相場」を「対顧客直物電信売相場」と読み替えて適用することに留意する。

（評価方法の定めのない財産の評価）

5 この通達に評価方法の定めのない財産の価額は、この通達に定める評価方法に準じて評価する。

第6章 動産

第2節 たな卸商品等

（たな卸商品等の評価）

133 たな卸商品等の評価は、原則として、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げるところによる。ただし、個々の価額を算定し難いたな卸商品等の評価は、所得税法施行令第99条（たな卸資産の評価の方法）または法人税法施行令第28条（たな卸資産の評価の方法）に定める方法のうちその企業が所得の金額の計算上選定している方法によることができる。

(1) 商品の価額は、その商品の販売業者が課税時期において販売する場合の価額から、その価額のうちに含まれる販売業者に帰属すべき適正利潤の額、課税時期後販売の

時までにはその販売業者が負担すると認められる経費（以下「予定経費」という。）の額およびその販売業者がその商品につき納付すべき消費税額（地方消費税額を含む。以下同じ。）を控除した金額によって評価する。

- (2) 原材料の価額は、その原材料を使用する製造業者が課税時期においてこれを購入する場合の仕入価額に、その原材料の引取等に要する運賃その他の経費の額を加算した金額によって評価する。
- (3) 半製品および仕掛品の価額は、製造業者がその半製品または仕掛品の原材料を課税時期において購入する場合における仕入価額に、その原材料の引取り、加工等に要する運賃、加工費その他の経費の額を加算した金額によって評価する。
- (4) 製品および生産品の価額は、製造業者または生産業者が課税時期においてこれを販売する場合における販売価額から、その販売価額のうちに含まれる適正利潤の額、予定経費の額およびその製造業者がその製品につき納付すべき消費税額を控除した金額によって評価する。

○ 大阪高裁昭和43年6月28日判決（抄）

旧法九条八項は、「前六（改正前五）項（九条二項ないし七（改正前六）項及び九条の二ないし九に規定するものの外、第一項の所得の計算に関し必要な事項は命令でこれを定める。」と規定しているので、益金損金への算入、不算入についてまで、命令で、みぎに列挙された諸条項と同様の定めができるように見える。

しかし、租税法律主義の原則から、法律が命令に委任する場合には、法律自体から委任の目的、内容、程度などが明らかにされていることが必要であり、損金益金への算入不算入といった課税要件について、法律で概括的、白地的に命令に委任することは許されないと解するのが相当である。

したがって、みぎ九条八項により、命令で、法律と同様な前記課税要件を広範囲にわたって規定することまでも委任したものではないし、まして、命令で、本来損金の性質を有し、これまで損金として取り扱われることに理論上も実務上もなんら怪しまれることがなかったものを、益金とするようなことは到底できないことは当然である。

所得税率の推移

	昭和61年分 (消費税導入前)		平成元年分 (消費税導入後)		平成7年分 (消費税率引上げに伴う先行減税実施後)		現行					
	【課税所得】	【税率】	【課税所得】	【税率】	【課税所得】	【税率】	【課税所得】	【税率】				
	万円	%	万円	%	万円	%	万円	%				
税率	～ 50	(315.1)	10.5	～ 300	(704.0)	10	～ 330	(772.7)	10	～ 195	(655.4)	5
	～ 120	(413.0)	12	～ 600	(1,041.6)	20	～ 900	(1,349.5)	20	～ 330	(836.0)	10
	～ 200	(521.2)	14	～ 1,000	(1,425.8)	30	～ 1,800	(2,296.8)	30	～ 695	(1,210.0)	20
	～ 300	(643.8)	17	～ 2,000	(2,478.4)	40	～ 3,000	(3,560.0)	40	～ 900	(1,409.3)	23
	～ 400	(757.4)	21	2,000	(2,478.4) ～	50	3,000	(3,560.0) ～	50	～1,800	(2,321.0)	33
	～ 600	(984.7)	25							～4,000	(4,473.0)	40
	～ 800	(1,196.4)	30							4,000	(4,473.0) ～	45
	～ 1,000	(1,406.8)	35									
	～ 1,200	(1,617.4)	40									
	～ 1,500	(1,933.2)	45									
	～ 2,000	(2,459.5)	50									
	～ 3,000	(3,512.1)	55									
	～ 5,000	(5,617.4)	60									
	～ 8,000	(8,775.3)	65									
	8,000	(8,775.3) ～	70									
刻み	15		5		5		7					

(注1) 「課税所得」のかっこ書きは、夫婦2人(片働き)の給与所得者で子のうち1人が特定扶養親族、1人が一般扶養親族に該当する場合の給与収入金額である。

(注2) 社会保険料控除額のモデル計算式を平成27年に改訂しており、現行の給与収入金額の計算においては、その改訂後のモデル計算式を用いている。

(参考1) 平成25年1月から令和19年12月までの時限措置として、別途、基準所得税額に対して2.1%の復興特別所得税が課される。

(参考2) 個人住民税については、平成19年度分から一律10%のフラット税率が適用されている。

個人住民税率の推移

	昭和62年度分 (消費税導入前)		平成2年度分 (消費税導入後)		平成8年度分 (消費税率引上げに伴う先行減税実施後)		現行				
	【課税所得】	【税率】	【課税所得】	【税率】	【課税所得】	【税率】	【課税所得】	【税率】			
	万円	%	万円	%	万円	%		%			
税率	～ 20	(223.0)	4.5	～ 120	(444.5)	5	～ 200	(579.5)	5	一律	10
	～ 45	(262.7)	5	～ 500	(897.2)	10	～ 700	(1,145.3)	10		
	～ 70	(302.4)	6	500	(897.2) ～	15	700	(1,145.3) ～	15		
	～ 95	(340.4)	7								
	～ 120	(374.7)	8								
	～ 150	(415.8)	9								
	～ 220	(510.9)	11								
	～ 370	(691.5)	12								
	～ 570	(918.8)	13								
	～ 950	(1,324.7)	14								
	～ 1,900	(2,324.7)	15								
	～ 2,900	(3,377.4)	16								
	～ 4,900	(5,482.6)	17								
4,900	(5,482.6) ～	18									
刻み	14		3		3		1				

(注) 「課税所得」のかっこ書きは、夫婦2人(片働き)の給与所得者で子のうち1人が特定扶養親族、1人が一般扶養親族に該当する場合の給与収入金額である。

税率

抜本改正前	抜本改正(昭和63年12月) (昭和63年1月1日以降適用)	平成4年度改正 (平成4年1月1日以降適用)	平成6年度改正 (平成6年1月1日以降適用)	平成15年度改正 (平成15年1月1日以降適用)	平成25年度改正 (平成27年1月1日以降適用)
-------	-----------------------------------	---------------------------	---------------------------	-----------------------------	-----------------------------

(1)相続税

各法定相続人の取得金額	税率								
万円以下	%								
200	10	400	10	700	10	800	10	1,000	10
500	15	800	15	1,400	15	1,600	15	3,000	15
900	20	1,400	20	2,500	20	3,000	20	5,000	20
1,500	25	2,300	25	4,000	25	5,000	25	10,000	30
2,300	30	3,500	30	6,500	30	10,000	30	30,000	40
3,300	35	5,000	35	10,000	35	20,000	40	万円超	
4,800	40	7,000	40	15,000	40	40,000	50	30,000	50
7,000	45	10,000	45	20,000	45	200,000	60		
10,000	50	15,000	50	27,000	50	万円超			
14,000	55	20,000	55	35,000	55	200,000	70		
18,000	60	25,000	60	45,000	60				
25,000	65	50,000	65	100,000	65				
50,000	70	万円超		万円超					
万円超		50,000	70	100,000	70				
50,000	75								

各法定相続人の取得金額	税率
万円以下	%
1,000	10
3,000	15
5,000	20
10,000	30
20,000	40
30,000	45
60,000	50
万円超	
60,000	55

(2)贈与税(暦年課税)

課税価格	税率	課税価格	税率	課税価格	税率	課税価格	税率
万円以下	%	万円以下	%	万円以下	%	万円以下	%
50	10	100	10	150	10	200	10
70	15	120	15	200	15	300	15
100	20	150	20	250	20	400	20
140	25	200	25	350	25	600	30
200	30	300	30	450	30	1,000	40
280	35	400	35	600	35	万円超	
400	40	600	40	800	40	1,000	50
550	45	800	45	1,000	45		
800	50	1,200	50	1,500	50		
1,300	55	2,000	55	2,500	55		
2,000	60	3,000	60	4,000	60		
3,500	65	7,000	65	10,000	65		
7,000	70	万円超		万円超			
万円超		7,000	70	10,000	70		
7,000	75						

(3)贈与税(相続時精算課税)

課税価格	税率
非課税枠を超える部分について	%
	20

(相続時に精算)

特例:直系卑属(18歳以上)		本則	
課税価格	税率	課税価格	税率
万円以下	%	万円以下	%
200	10	200	10
400	15	300	15
600	20	400	20
1,000	30	600	30
1,500	40	1,000	40
3,000	45	1,500	45
4,500	50	3,000	50
万円超		万円超	
4,500	55	3,000	55

同左

わが国税制の現状と課題－21世紀に向けた国民の参加と選択－

平成 12 年 7 月
政府税制調査会

一 個人所得課税

1. 個人所得課税の意義

(1) 個人所得課税とは

人々は、経済生活において、様々な形で経済的な価値を稼得しています。すなわち、会社に勤務して給与を得たり、また、事業を営むことによってその利益を得ます。また、預貯金をして利子を得たり、株式に投資して配当を得たりします。土地や株式などの資産を売却して譲渡益を得ることもあります。高齢になってからは年金を受給します。このようにして稼得される経済的な価値を「所得」と呼びます。稼得された所得は、消費や貯蓄に充てられ経済生活を営むための原資となっています。

個人所得課税は、このような所得に税を負担する能力を見出して、個人が所得を稼得した段階で、控除や累進税率の仕組みを通じて、その負担能力を示す暦年ごとの所得の大きさに応じて税負担を求めるものです。このように個人の所得に着目した税には、国税では所得税があり、地方税では個人住民税があります。

四 資産課税等

2. 相続税

(1) 相続税の意義

(前略)

基本的には、遺産の取得（無償の財産取得）に担税力を見出して課税するもので、所得の稼得に対して課される個人所得課税を補完するものと考えられます。その際、累進税率を適用することにより、富の再分配を図るといふ役割を果たしています。また、相続課税を、被相続人の生前所得について清算課税を行うものと位置付ける考え方もあります。これは、相続課税が、経済社会上の各種の要請に基づく税制上の特典や租税回避などによって結果として軽減された被相続人の個人所得課税負担を清算する役割を果たしている面があるというものです。さらに、公的な社会保障が充実してきている中で、老後扶養が社会化されることによって次世代に引き継がれる資産が従来ほど減少しない分、資産の引継ぎの社会化を図っていくことが適当であるとの観点から、相続課税の役割が一層重要になってきているとする議論もあります。

(中略)

なお、個人から贈与（遺贈、死因贈与以外）により財産を取得した者に対しては、その取得財産の価額を課税価格として、贈与税が課されます。贈与税は、相続課税の存在を前提に、生前贈与による相続課税の回避を防止するという意味で、相続課税を補完するという役割を果たしています。また、相続課税と同様、贈与という無償の財産取得に担税力を見出して課税するという位置づけもあります。

平成10年4月7日 参・財金委

志苦 裕議員の質問に対する大武健一郎審議官の答弁（抄）

（志苦 裕議員）

今の審議官のお話も法人税の神学論争でして、昔から続いている話ですが、法人というのは個人の寄り集まりだから、そこで法人税を取られておれば、その寄り集まりの個人からも税金を取ったのと同じ。そこから配当が出たのをまた税金を取るというのは二重課税じゃないかという言い分はあります。その言い分が通るのなら、私らの方にも言い分がある。消費税というのは何かというと、所得税を取られた残りかすで物を買うんです。そこからまた税金を取るんですから二重課税じゃないですか。こっちの方に二重課税の調整があるのなら、消費税と所得税もしなさいよ。これは私の方が理屈が通るでしょう。よく考えてください。

（大武 健一郎審議官）

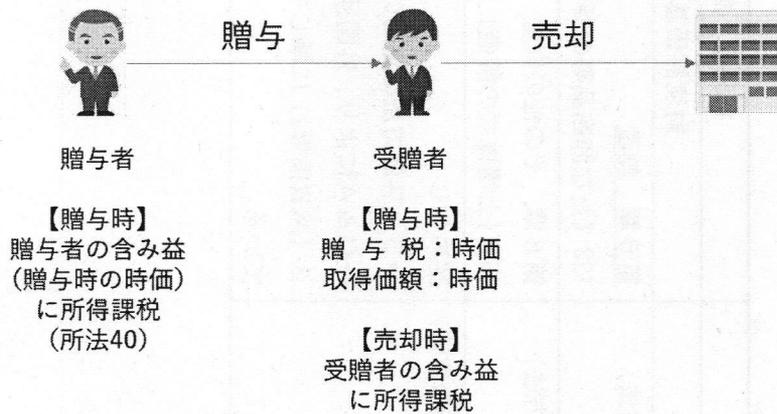
かねてから御議論は十分伺っておるわけですが、一般に二重課税というのは同一の課税対象に対して同種の税が再度課される場合、当然のことを繰り返し申し上げて申しわけないんですが、その場合、個人所得課税は所得を課税対象として所得の大きさに応じて負担を求める、それに対して消費税は消費一般を広く課税対象として消費の大きさ、すなわち消費額に応じて負担を求めるということでございまして、課税対象が異なるとともに、性格、課税の趣旨も違いますので二重課税には当たらないというふうに考えているところでございます。

【各種財産に係る評価方法】

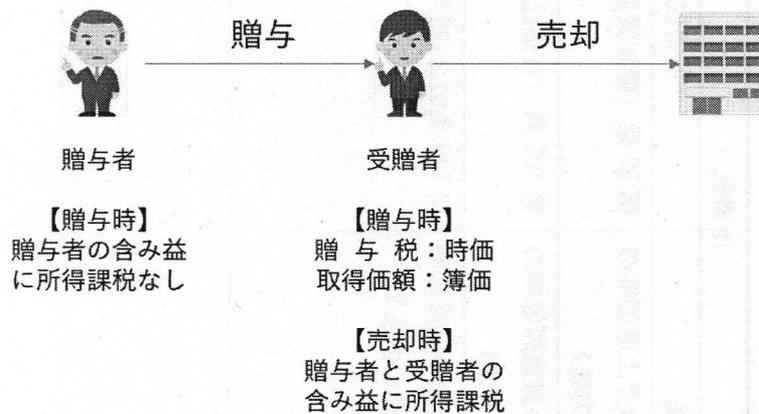
(所得税法上)	所得税		相続税・贈与税 財産評価基本通達
	所得税法	所得税法施行令	
棚卸資産	第47条《棚卸資産の売上原価等の計算及びその評価の方法》	第99条(棚卸資産の評価の方法)	第6章 動産 133《たな卸商品等の評価》
有価証券	第48条《有価証券の譲渡原価等の計算及びその評価の方法》	第105条(有価証券の評価の方法)	第8章 その他の財産 169《上場株式の評価》ほか
暗号資産	第48条の2《暗号資産の譲渡原価等の計算及びその評価の方法》	第119条の2(暗号資産の評価の方法)	定めなし →5《評価方法の定めのない財産の評価》 →Q&Aにより、外国通貨の評価方法(4-3《邦貨換算》)に準じて評価することとしている。

暗号資産・外国通貨を贈与した場合の課税関係】

【暗号資産】



【外国通貨】



○ 暗号資産に関する税務上の取扱いについて（情報）

課税総括課情報 個人課税課情報 法人課税課情報 資産課税課情報 資産評価企画官情報 消費税室情報	第12号 第6号 第9号 第23号 第4号 第3号	令和3年12月22日	庁課税課 総括課税課 税個人課税課 課税課 法人課税課 資産課税課 資産評価企画官 消費税率室
---	--	------------	--

暗号資産に関する税務上の取扱いについて（情報）

令和3年6月30日付「暗号資産に関する税務上の取扱いについて（情報）」を別添のとおり改訂したので、執務の参考とされたい。

(別添)

暗号資産に関する税務上の取扱いについて（FAQ）

令和3年12月
国税庁

このFAQは、暗号資産に関する税務上の取扱いについて、税目ごとに寄せられた一般的な質問等を取りまとめたものです。

※ この情報は、令和3年12月1日現在の法令・通達等に基づいて作成しています。

なお、このFAQにおいて「暗号資産」とは、資金決済に関する法律第2条に規定されるものをいいます。

《目 次》

《所得税・法人税共通関係》

1 暗号資産を売却した場合	4
2 暗号資産で商品を購入した場合	5
3 暗号資産同士の交換を行った場合	6
4 暗号資産の取得価額	7
5 暗号資産の分裂（分岐）により暗号資産を取得した場合	9
6 マイニング、ステーキング、レンディングなどにより暗号資産を取得した場合	10

《所得税関係》

7 暗号資産取引による所得の総収入金額の収入すべき時期	11
8 暗号資産取引の所得区分	12
9 暗号資産の必要経費	13
10 暗号資産の譲渡原価	14
11 暗号資産の評価方法の届出	17
12 暗号資産の評価方法の変更手続	19
13 暗号資産の取得価額や売却価額が分からない場合	21
14 年間取引報告書を活用した暗号資産の所得金額の計算	22
15 年間取引報告書の記載内容	24
16 暗号資産を低額（無償）譲渡等した場合の取扱い	26
17 暗号資産取引で損失が生じた場合の取扱い	28
18 暗号資産の証拠金取引	29
19 暗号資産の信用取引	30

《法人税関係》

20 暗号資産の譲渡損益の計上時期	31
21 暗号資産の譲渡原価	32
22 暗号資産の期末時価評価	33
23 暗号資産信用取引を行った場合	34

24	暗号資産信用取引の譲渡損益の計上時期	35
25	暗号資産信用取引に係るみなし決済損益額	36
《相続税・贈与税関係》		
26	暗号資産を相続や贈与により取得した場合	37
27	相続や贈与により取得した暗号資産の評価方法	38
《源泉所得税関係》		
28	暗号資産による給与等の支払	39
《消費税関係》		
29	暗号資産を譲渡した場合の消費税	40
30	暗号資産の貸付けにおける利用料	41
《法定調書関係》		
31	財産債務調書への記載の要否	42
32	財産債務調書への暗号資産の価額の記載方法	43
33	国外財産調書への記載の要否	44

5 暗号資産の分裂（分岐）により暗号資産を取得した場合

問 暗号資産の分裂（分岐）に伴い、新たに誕生した暗号資産を取得しましたが、この取得により、所得税又は法人税の課税対象となる所得は生じますか。

答 暗号資産の分裂（分岐）により新たに誕生した暗号資産を取得した場合、その時点では課税対象となる所得は生じません。

所得税法上、経済的価値のあるものを取得した場合には、その取得時点における時価を基にして所得金額を計算します。

しかしながら、ご質問の暗号資産の分裂（分岐）に伴い取得した新たな暗号資産については、分裂（分岐）時点において取引相場が存しておらず、同時点においては価値を有していなかったと考えられます。

したがって、その取得時点では所得が生じず、その新たな暗号資産を売却又は使用した時点において所得が生ずることとなります。

なお、その新たな暗号資産の取得価額は0円となります。

法人税についても同様に、分裂（分岐）に伴い取得した新たな暗号資産の取得価額は0円となり、分裂（分岐）に伴い新たな暗号資産を取得したことによりその事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入すべき収益の額はないものと考えられます。

【関係法令等】

所法 36

法法 22

《相続税・贈与税関係》

26 暗号資産を相続や贈与により取得した場合

問 暗号資産を相続や贈与により取得した場合の課税関係はどうなりますか。

答 被相続人等から暗号資産を相続若しくは遺贈又は贈与により取得した場合には、相続税又は贈与税が課税されます。

相続税法では、個人が、金銭に見積もることができる経済的価値のある財産を相続若しくは遺贈又は贈与により取得した場合には、相続税又は贈与税の課税対象となることとされています。

暗号資産については、決済法上、「代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができる財産的価値」と規定されていることから、被相続人等から暗号資産を相続若しくは遺贈又は贈与により取得した場合には、相続税又は贈与税が課税されることとなります。

(注) 暗号資産の贈与等をした個人の課税関係

個人が、贈与（相続人に対する死因贈与を除く。）又は遺贈（包括遺贈及び相続人に対する特定遺贈を除く。）により暗号資産を移転させた場合には、所得税の計算上、その贈与又は遺贈の時における暗号資産の価額（時価）を総収入金額に算入する必要があります。詳しくは、「16 暗号資産を低額（無償）譲渡等した場合の取扱い」をご覧ください。

【関係法令等】

相法2、2の2

相基通達11の2-1

決済法2⑤

27 相続や贈与により取得した暗号資産の評価方法

問 相続や贈与により取得した暗号資産の評価方法について教えてください。

答 活発な市場が存在する暗号資産は、相続人等の納税義務者が取引を行っている暗号資産交換業者が公表する課税時期における取引価格によって評価します。

暗号資産の評価方法については、評価通達に定めがないことから、評価通達5（（評価方法の定めのない財産の評価）の定めに基づき、評価通達に定める評価方法に準じて評価することとなります。

この場合、活発な市場が存在する^(注1)暗号資産については、活発な取引が行われることによって一定の相場が成立し、客観的な交換価値が明らかとなっていることから、外国通貨に準じて、相続人等の納税義務者が取引を行っている暗号資産交換業者が公表する課税時期における取引価格^(注2、3、4)によって評価します。

なお、活発な市場が存在しない暗号資産の場合には、客観的な交換価値を示す一定の相場が成立していないため、その暗号資産の内容や性質、取引実態等を勘案し個別に評価します^(注5)。

- (注) 1 「活発な市場が存在する」場合とは、暗号資産取引所又は暗号資産販売所において十分な数量及び頻度で取引が行われており、継続的に価格情報が提供されている場合をいいます。
- 2 「暗号資産交換業者が公表する課税時期における取引価格」には、暗号資産交換業者が納税義務者の求めに応じて提供する残高証明書に記載された取引価格を含みます。
- 3 暗号資産交換業者（暗号資産販売所）において、購入価格と売却価格がそれぞれ公表されている場合には、納税義務者が暗号資産を暗号資産交換業者に売却する価格（売却価格）で評価して差し支えありません。
- 4 納税義務者が複数の暗号資産交換業者で取引を行っている場合には、納税義務者の選択した暗号資産交換業者が公表する課税時期における取引価格によって評価して差し支えありません。
- 5 例えば、売買実例価額、精通者意見価格等を参酌して評価する方法などが考えられます。

【関係法令等】

評価通達4-3、5

○ 譲渡所得の課税の趣旨

最高裁昭和43年10月31日判決（昭和41年（行ツ）第8号）

「資産の値上りによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算して課税する趣旨のものと解すべきであ（る）」

未定稿

平成31年3月14日（木） 参・財政金融委員会（抜粋）

質問者：藤巻健史（維希）
答弁者：並木国税庁次長
麻生財務大臣
星野主税局長

（前略）

藤巻健史君： 今日はどうも、最初に申し上げておきますけれども、私は暗号資産というものは、特措法で、源泉分離 20%にするべきだとは思ってましても、今日の議論は、少なくとも、総合所得の中でも雑所得じゃなくて譲渡所得に相当するんじゃないかという今日は議論をしますので、分離課税のことは忘れてください。将来また、そっちの方もするべきだと話しますけれども、少なくとも、総合所得の中でも雑所得ではないでしょう、譲渡所得でしょうという話を今日はしますので、その辺を今日は確認しておいていただきたいのですが、次の話で、平成30年3月20日の参議院の財政金融委員会で、私の質問に対し、藤井国税庁、当時の次長、今の国税庁長官が、資金決済法上、外貨の決済のために、不特定多数の者に対して使用することができる財産的価値を想定されており、消費税法上も、支払手段に類するものと位置付けられていることも考慮すると、これによって、譲渡所得の該当性を排除しているわけですよ。要するに、私がなぜ譲渡所得ではないかとお聞きになって、消費税法上も考えてこれは無理だと、要は、暗号資産は支払手段であると、支払手段であるから、キャピタルゲインの生じない、だから、譲渡所得ではないよという説明だったと思うんですね。もう一つ、去年3月20日の私の質問に対してですね、星野主税局長は、この取扱い、これは雑所得という意味ですけど、日本円と外貨を交換した場合の為替差益が雑所得として総合課税の対象になることとのバランスを考えれば適当なものと考えていらっしゃるんですけど、要するに外貨の課税関係との整合性を考えて雑所得が適当だというふうにおっしゃったわけですよ。これ勘案しますとね、要するに暗号資産というのは、支払手段であるからキャピタルゲインを生じるわけがない、そしてもう一つは、外貨の課税関係との整合性を考えて、だから雑所得だというふうに、私はお二人の発言から理解したんですけど、それは違いますか。なぜ、その暗号資産が譲渡所得ではないのか、その辺のロジックをちょっとお聞きしたいんですけど。

並木次長： お答え申し上げます。所得税法上、譲渡所得は資産の譲渡による所得と定義されておりまして、当該所得に対する課税は資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が

所有者の支配を離れて他に移転するのを機会としまして、これを清算して課税する趣旨と解されているところでございます。

この点、ビットコインなどのいわゆる暗号資産につきましては、先程ご指摘もございましたけれども、資金決済法上、「代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができる財産的価値」と規定されておりまして、また、消費税法上も「支払手段に類するもの」として位置付けられていることから、この譲渡益は、一般的に資産の値上がりによる増加益とは性質を異にするものであるというふうに考えられるところでございます。そのため、国税当局といたしましては、いわゆる暗号資産の譲渡による所得は、譲渡所得には該当せず雑所得に該当するものとして取り扱っているところでございます。

(中略)

藤巻健史君： 分かりました。少なくとも、法律の中では「資産」という言葉を使っているわけですが、それでも、それでも、国税にお聞きしたいんですけども、譲渡所得の起因となりうる資産というのは、譲渡性のある財産権をすべて含む広い概念である、こう私は理解していますけれども、それで正しいかどうか教えてください。

並木次長： お答え申し上げます。今おっしゃいましたところの「譲渡所得の起因となる資産」とは、一般的にその経済的価値が認められて取引の対象とされまして、増加益が生じるような全ての資産が含まれるものと解されているところでございますけれども、その増加益が資産の価値の増加益とは異なる性質を持つ資産については、「譲渡所得の基因となる資産」には該当しないというふうにご考えております。

ご指摘の、いわゆる暗号資産については、先程申し上げたところでございますけれども、資金決済法上、「代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができる財産的価値」と規定されておりまして、消費税法上も「支払手段に類するもの」として位置付けられていることから、外国通貨と同様に、その譲渡益等は、資産の値上がりによる譲渡所得とは性質を異にするものであると考えております。

したがって、国税当局としては、いわゆる暗号資産の譲渡による所得は、一般的に譲渡所得には該当せず、雑所得に該当するものとして取り扱っているところございまして、いわゆる暗号資産は、「譲渡所得の基因となる資産」には該当しないものと考えております。

平成31年3月20日（水） 参・財政金融委員会（抜粋）

質問者：藤巻健史君（維希）
答弁者：並木国税庁次長
安倍総理大臣
麻生財務大臣
星野主税局長

（前略）

【質疑】

藤巻健史君： 今回も暗号資産の税制、そして外貨預金の税制についてお聞きしたいと思いますが、現在、暗号資産は雑所得ですね、雑所得というのは他の9分類と違いまして、他の9種類の所得区分のいずれにも該当しない所得と規定されているわけです。ですから、暗号資産を雑所得と国税当局が主張している限りですね、譲渡所得であるとか一時所得であるということを否定するのは私ではなくて、私がそれを立証する必要はなくて、国税当局が、譲渡所得ではないよ、一時所得ではないよ、だから雑所得だよ、というロジックをおっしゃらなくてはいけないはずだと思います。そこで、前回の質疑を振り返ってみるとですね、結局私が暗号資産の譲渡益というのは、譲渡所得ではないかというふうに申し上げたときに、国税当局のほうは「暗号資産は改正資金決済法上も消費税法上も支払手段であるから譲渡所得という資産ではない」というロジックだったと思うんですね。確認をしたいのですが、要は、暗号資産は支払手段であり資産ではない、だから譲渡所得ではないよ、という主張かと思いますが、いかがでしょうか。

並木国税庁次長： 前回の繰り返しになる部分もございますが、所得税法上、譲渡所得は、「資産の譲渡による所得」と定義されておりまして、当該所得に対する課税は、「資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算して課税する趣旨」と解されておりまして。

この点、ビットコインなどのいわゆる暗号資産は、資金決済法上、「代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができる財産的価値」と規定されており、消費税法上も「支払手段に類するもの」として位置付けられていることから、暗号資産の譲渡益は、資産の値上がりによる増加益とは性質を異にするものと考えられるところでございます。

このため、国税当局としては、暗号資産は「資産」ではあるものの、「譲渡所得の基因となる資産」には該当せず、その譲渡による所得は、一般的に譲渡所得には該当しないものとして取り扱っているところでございます。

藤巻健史君： 議論の論点が明確になりました。要するに暗号資産というのは、「資産」ではあるけれども、「譲渡所得の基因となる資産」ではない、とい

う説明でよろしいでしょうか。

並木国税庁次長： お答え申し上げます。今答弁したとおりでございます、そのとおりでございます。

藤巻健史君： 暗号資産は支払手段でもあるとおっしゃっていましたが、支払手段というのは、キャピタルゲイン、値上がり益とか値下がり損というのは生じるのでしょうか。

星野主税局長： お答え申し上げます。只今国税庁からお答えしたとおり、暗号資産は、資金決済法上、「代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができる財産的価値」と規定されております。消費税法上も「支払手段に類するもの」とされているところでございます。こうした現行法令を踏まえれば、暗号資産につきましては外国通貨と同様に、本邦通貨との相対的な関係の中で、換算上のレートが変動することはあっても、それ自体が価値の尺度とされており、「資産の価値の増加益」を観念することは困難と考えております。このため、国税当局においては、暗号資産の譲渡による所得は、一般的に譲渡所得には該当せず、雑所得に該当するものとして取り扱っているというふうに承知をしております。

参議院議員浜田聡君提出暗号資産モナコインの譲渡等に係る税務上の取扱いに関する
再質問に対する答弁書（説明要旨）

今般、私が提出した「暗号資産モナコインの譲渡等に係る税務上の取扱いに関する質問主意書」（第二百八回国会質問第三四号）に対する答弁書（内閣参質二〇八第三四号）を踏まえ、更に質問する。

一について

（質問要旨）

国税庁が公表する「財産債務調書の提出制度（FAQ）」二十二頁によると、財産債務調書に記載する財産の価額については、財産評価基本通達で定める方法により評価した価額として差し支えないと解してよいか。

（答弁要旨）

財産債務調書に記載する財産の価額については、財産評価基本通達で定める方法により評価した価額として差し支えないこととしている。

二について

（質問要旨）

所得税法上、同法第四十条に規定する棚卸資産の譲渡による所得は、事業所得又は雑所得に区分され、暗号資産の譲渡による所得も、事業所得又は雑所得に区分されることから、所得税法施行令第八十七条は、暗号資産について、「贈与等の場合の棚卸資産に準ずる資産」と位置付けている。

そのため、相続税法上、贈与により取得した暗号資産の価額は時価であるところ、その時価は、棚卸資産の評価方法に準じて、所得税法施行令第百十九条の二に定める方法のうち贈与者が所得の金額の計算上選定している方法によって評価することができるかと解してよいか。

（答弁要旨）

お尋ねについては、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）上、贈与により取得した暗号資産の価額は時価であるところ、その時価は、外国通貨の評価方法に準じて、その贈与により取得した暗号資産に係る暗号資産交換業者が公表するその贈与の時における取引価格によって評価することとなる。

なお、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）上、同法第四十条第一項第一号に掲げる贈与により取得した暗号資産の取得価額は、所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第百十九条の六第一項第二号の規定に基づき、その贈与の時におけるその暗号資産の取得のために通常要する価額で評価することとなる。

三について

（質問要旨）

贈与により取得した外国通貨の取得価額は、所得税法施行令第百十九条の六第二項第一号の規定を踏まえると、贈与の時に於いて、贈与者が当該外国通貨につきよるべきものとされていた評価の方法により評価すると解してよいか。

また、同号の規定は、平成三十年以前には施行されていないものと承知している。贈与又は相続により取得した外国通貨を、平成三十年に譲渡した場合において、平成三十年分の所得税の計算上、当該外国通貨の取得価額は、贈与又は相続の時に於ける

時価により評価すると解してよいか。

(答弁要旨)

所得税法上、贈与により取得した外国通貨の取得価額は、所得税法施行令第百十九条の六第二項第一号の規定を踏まえ、その贈与の時に於いてその贈与者がその外国通貨につきよるべきものとされていた評価の方法により評価するものとして取り扱っている。

また、贈与又は相続により取得した外国通貨を、平成三十年に譲渡した場合のその外国通貨の取得価額は、同令第百九条第二項第一号の規定を踏まえ、その贈与又は相続の時に於いてその贈与者又は被相続人がその外国通貨につきよるべきものとされていた評価の方法により評価するものとして取り扱っている。

四について

(質問要旨)

モナコインを含む暗号資産については、支払手段としての性質を持つものの、資産の価値の増加益が生じる性質を、法律上の規定によって、ただちに否定することは困難であると考えられる。個別具体的な資産の性質を判断することなく、一律に暗号資産が所得税法第三十三条第一項に規定する「資産」に該当しないとする政府の取扱いは、法令の解釈適用を誤った違法なものであるとも考えられるが、政府の見解を問う。

(答弁要旨)

現時点では、御指摘の「モナコイン」を含む暗号資産について、仮に、支払手段としての性質のほかに、資産の価値の増加益が生じる性質があるとしても、当該性質については、一般に独立した経済的価値が認められて取引の対象にされているとは考えていないところである。こうしたことから、暗号資産について、所得税法第三十三条第一項に規定する「資産」には該当しないものとして取り扱っており、「法令の解釈適用を誤った違法なもの」との御指摘は当たらないものと考えている。

参議院議員浜田聡君提出暗号資産モナコインの譲渡等に係る税務上の取扱いに関する
質問に対する答弁書（説明要旨）

一及び二について

（質問要旨）

- 一 暗号資産モナコイン（以下「モナコイン」という。）は、金融庁が公表する「暗号資産交換業者登録一覧」において、暗号資産交換業者が取り扱う暗号資産とされている。モナコインは、所得税法第四十八条の二第一項に規定する暗号資産に該当すると解してよいか。
- 二 モナコインのみで寄付を受け付けている者がいた場合に、その者に対して寄付をするために購入したモナコインは、所得税法第四十八条の二第一項に規定する暗号資産に該当すると解してよいか。

（答弁要旨）

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第四十八条の二第一項に規定する暗号資産については、資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項に規定する暗号資産とされている。

いずれにせよ、御指摘の「モナコイン」については、御指摘の「その者に対して寄付をするために購入したモナコイン」を含め、同法に規定する暗号資産に該当するものとして所得税法第四十八条の二第一項に規定する暗号資産として取り扱っている。

三について

（質問要旨）

たな卸資産とは、事業所得を生ずべき事業に係る商品、製品、半製品、仕掛品、原材料その他の資産で、一般に販売（家事消費を含む。）の目的で保有されるものが含まれると解してよいか。

（答弁要旨）

所得税法上の棚卸資産は、同法第二条第一項第十六号において、「事業所得を生ずべき事業に係る商品、製品、半製品、仕掛品、原材料その他の資産（有価証券、第四十八条の二第一項（暗号資産の譲渡原価等の計算及びその評価の方法）に規定する暗号資産及び山林を除く。）で棚卸しをすべきもの」と規定されており、一般に販売目的で保有される資産と解されている。

四について

（質問要旨）

所得税法第四十条は、「たな卸資産に準ずる資産」を課税要件とし、所得税法施行令第八十七条は「たな卸資産に準ずる資産」の一つとして、所得税法第四十八条の二第一項に規定する暗号資産を定めている。

一方、憲法第三十条は、国民は法律の定めるところにより納税の義務を負うことを定め、同第八十四条は、新たに租税を課し又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要としており、課税要件及び租税の賦課徴収の手續は、法律で明確に定めることが必要である。そして、このような租税法律主義の原則に照らすと、租税法規はみだりに規定の文言を離れて解釈すべきものではないというべきであり、所得税法第四十条にいう「たな卸資産に準ずる資産」とは、

たな卸資産と同様又は類似の性質、内容、要件等を有している資産をいい、モノコインのみで寄付を受け付けている者がいた場合に、その者に対して寄付をするために購入したモノコインについて、当該資産は、たな卸資産と同様又は類似の性質、内容、要件等を有していないため、所得税法施行令の規定にかかわらず、「たな卸資産に準ずる資産」に該当しないと解してよいか。

(答弁要旨)

所得税法上、同法第四十条に規定する棚卸資産の譲渡による所得は、事業所得又は雑所得に区分され、暗号資産の譲渡による所得も、事業所得又は雑所得に区分されることから、所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第八十七条は、暗号資産について、「贈与等の場合の棚卸資産に準ずる資産」と位置付けているところ、御指摘の「モノコイン」については、暗号資産に該当し、御指摘の「たな卸資産に準ずる資産」に該当することとなる。

五について

(質問要旨)

所得税法施行令第八十七条に規定する資産は、所得税法第五十九条にいう「譲渡所得の基因となる資産」に該当しないと解してよいか。

(答弁要旨)

御指摘の「所得税法施行令第八十七条に規定する資産」については、所得税法第五十九条に規定する譲渡所得の基因となる資産に該当しない。

六及び七について

(質問要旨)

六 相続により取得したたな卸資産を譲渡した場合において、所得が生じたときは、各種所得の計算上、相続により取得したたな卸資産の取得価額は、相続が生じた時における時価（具体的には財産評価基本通達において評価した金額、すなわち、被相続人が当該資産につきよるべきものとされていた評価の方法により評価した金額）と解してよいか。

七 相続により取得した外国通貨を譲渡した場合において、邦貨又は外貨との相対的な関係により所得が認識されたときは、各種所得の計算上、相続により取得した外国通貨の取得価額は、相続が生じた時における時価（具体的には財産評価基本通達において評価した金額、すなわち、為替相場により邦貨に換算した金額）と解してよいか。

(答弁要旨)

お尋ねの相続により取得した棚卸資産の取得価額については、所得税法施行令第百三条第二項第一号の規定に基づき、被相続人の死亡の時に、当該被相続人が当該棚卸資産につきよるべきものとされていた評価の方法により評価することとなる。

また、お尋ねの相続により取得した外国通貨の取得価額については、同令第百十九条の六第二項第一号の規定を踏まえ、被相続人の死亡の時に、当該被相続人が当該外国通貨につきよるべきものとされていた評価の方法により評価することとなる。

八について

(質問要旨)

相続税法第二十二條では、相続により取得した暗号資産の価額は、相続が生じた時における時価によるとされているが、国税庁が公表する「暗号資産に関する税務上の取扱いについて（FAQ）」三十八頁「相続や贈与により取得した暗号資産の評価方法」の趣旨に徴すると、その時価とは、外国通貨に準じて、財産評価基本通達において評価した金額、すなわち、市場の相場により邦貨に換算した金額であると解してよいか。

(答弁要旨)

相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）上、相続により取得した暗号資産の価額は時価であるところ、その時価は、外国通貨の評価方法に準じて、当該相続により取得した暗号資産に係る暗号資産交換業者の公表する相続が生じた時の取引価格によって評価することとなる。

九について

(質問要旨)

所得税法第四十八條の二第二項は、「暗号資産の評価に関し必要な事項は、政令で定める」とし、所得税法施行令百十九條の六第二項第一号は、相続により取得した暗号資産を譲渡した場合において、邦貨又は外貨との相対的な関係により所得が認識されたときは、各種所得の計算上、相続により取得した暗号資産の取得価額は、相続が生じた時における時価（具体的には財産評価基本通達において評価した金額、すなわち、市場の相場により邦貨に換算した金額）ではなく、被相続人がその暗号資産につきよるべきものとされていた評価の方法により評価した金額と定めている。

一方、租税法律主義の原則に照らすと、課税要件等の定めを一般的又は包括的に政令に委任することは許されず、課税要件等に係る基本的事項については法律において定めることを要し、政令に委任することが許されるのはその技術的細目的事項に限られると解するのが相当である。

そこで、所得税法施行令百十九條の六第二項第一号について検討すると、相続により取得した暗号資産の取得価額は、各種所得の計算上、欠かすことのできない課税要件であり、政令に委任することが許されるのはその技術的細目的事項に限られる。

そして、所得税法第五十九條の適用を受けない資産につき、相続により取得した当該資産を譲渡した場合において、所得が生じたときは、各種所得の計算上、相続が生じた時において新たに相続人が当該資産を取得したものと取り扱われており（資産の譲渡に関する計算の特例を定めた所得税法第六十條の反対解釈）、したがって、相続により取得した当該資産の取得価額は、相続が生じた時における時価となる。

暗号資産は、所得税法第五十九條の適用を受けない資産であるので、相続により取得した暗号資産を譲渡した場合において、邦貨又は外貨との相対的な関係により所得が認識されたときは、各種所得の計算上、相続により取得した暗号資産の取得価額は、相続が生じた時における時価（具体的には財産評価基本通達において評価した金額、すなわち、市場の相場により邦貨に換算した金額）となるが、かような所得税法における取扱いに反する所得税法施行令百十九條の六第二項第一号は、所得税法の趣旨に適合するものではなく、法律による委任の根拠を欠き、憲法に違

反すると解してよいか。

(答弁要旨)

相続により取得した暗号資産の取得価額は、所得税法第四十八条の二第二項の委任を受けて相続により取得した暗号資産の取得価額を規定した所得税法施行令第百十九条の六第二項第一号の規定に基づき、被相続人の死亡の時ににおいて、当該被相続人がその暗号資産につきよるべきものとされていた評価の方法により評価することとなる。

そのため、「所得税法における取扱いに反する」及び「所得税法の趣旨に適合するものではなく、法律による委任の根拠を欠き、憲法に違反する」との御指摘は当たらない。

十及び十五について

(質問要旨)

十 譲渡所得とは資産の譲渡による所得であり、譲渡所得に対する課税は、資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会にこれを清算して課税する趣旨のものである。この点、ビットコインなどの暗号資産は、資金決済法上、代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができる財産的価値と規定されており、消費税法上も支払手段に類するものとして位置付けられていることから、暗号資産の譲渡益は資産の値上がりによる増加益とは性質を異にするものと考えられる。

ところで、代物弁済として、代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができる財産的価値には、例えば、金地金や宝石などがあるが、金地金や宝石の譲渡益は資産の値上がりによる増加益と解してよいか。

十五 代価の弁済のために不特定の者に対して使用すること以外に用途（使用価値）を有する財産的価値（例えば金地金や宝石）については、固有の用途（使用価値）を有しており、それ自体の価値の増加益を観念することが可能なため、その譲渡益は資産の値上がりによる増加益と解してよいか。

(答弁要旨)

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、御指摘の「金地金や宝石」については、一般的には資産の価値の増加益が生じるものであると考えられる。このため、その資産の譲渡益は資産の値上がりによる増加益になるものと考えられる。

十一について

(質問要旨)

支払手段の中には、収集品としての支払手段や金地金と兌換可能な支払手段があるが、このような支払手段の譲渡益は資産の値上がりによる増加益と解してよいか。

(答弁要旨)

御指摘の「収集品としての支払手段や金地金と兌換可能な支払手段」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、その資産につき、資産の価値の増加益が生じるものであれば、その資産の譲渡益は資産の値上がりによる増加益になるものと考えられる。

十二について

(質問要旨)

支払以外に用途（使用価値）のない支払手段（例えば不換紙幣や旅行小切手）について、その譲渡益は資産の値上がりによる増加益とは性質を異にすると解してよいか。

（答弁要旨）

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、御指摘の「不換紙幣や旅行小切手」については、一般的には資産の価値の増加益が生じないものであると考えられる。このため、その資産の譲渡益は資産の値上がりによる増加益とは性質を異にするものと考えられる。

十三について

（質問要旨）

支払以外に用途（使用価値）を有する支払手段（例えばコレクション用の古銭や記念硬貨）について、その譲渡益は資産の値上がりによる増加益と解してよいか。

（答弁要旨）

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、御指摘の「コレクション用の古銭や記念硬貨」については、資産の価値の増加益が生じるものであれば、その資産の譲渡益は資産の値上がりによる増加益になるものと考えられる。

十四について

（質問要旨）

代価の弁済のために不特定の者に対して使用すること以外に用途（使用価値）のない財産的価値（例えば不換紙幣や金銭債権）については、それ自体が価値の尺度とされており、固有の用途（使用価値）を有しておらず、それ自体の価値の増加益を観念することが困難であるため、その譲渡益は資産の値上がりによる増加益とは性質を異にすると解してよいか。

（答弁要旨）

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、御指摘の「不換紙幣や金銭債権」については、一般的には資産の価値の増加益が生じないものであると考えられる。このため、その資産の譲渡益は資産の値上がりによる増加益とは性質を異にするものと考えられる。

十六について

（質問要旨）

代物弁済として、代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができる財産的価値には、例えば、特定の役務の提供に係る請求権を表象する証書（例えば指定席特急券や美術館入場券）があるが、その譲渡益は資産の値上がりによる増加益と解してよいか。

（答弁要旨）

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、御指摘の「指定席特急券や美術館入場券」については、資産の価値の増加益が生じるものであれば、その資産の譲渡益は資産の値上がりによる増加益になるものと考えられる。

十七について

(質問要旨)

指定席特急券の所有者は、自己の指定席特急券と引換えに特急に乗車することができる。そして、引き換えられた指定席特急券は、乗車サービスの対価として、鉄道事業者が取得する。

鉄道事業者が提供するこの乗車サービスは、事業として対価を得て行われる役務の提供にあたるので、消費税法第二条第一項第八号に規定する資産の譲渡等に該当すると解してよいか。

(答弁要旨)

お尋ねの鉄道事業者が提供する乗車サービスについては、当該鉄道事業者が販売した指定席特急券と引換えに特急に乗車させるという役務の提供であれば、消費税法(昭和六十三年法律第百八号)第二条第一項第八号に規定する資産の譲渡等に該当する。

十八について

(質問要旨)

国税庁が公表する「暗号資産に関する税務上の取扱いについて(FAQ)」十頁「マイニング、ステーキング、レンディングなどにより暗号資産を取得した場合」によると、マイニングにより暗号資産を取得した場合、その取得に伴い生ずる利益は所得税又は法人税の課税対象となる。なお、マイニングの意味するところが必ずしも明らかではない場合、マイニングに係る利益が所得税又は法人税の課税対象となるかどうか(所得の認識、益金不算入、非課税所得、所得区分等に係る課税要件該当性)を判断することは困難であるため、政府におかれては、マイニングの意味するところについて、これを明瞭に理解しているものと承知している。

ところで、モナコインの保有者は、自己の保有するモナコインと引換えに、NFT技術等の基盤となるブロックチェーンと呼ばれる改ざん不可能なデータベースに、モナコインの保有者が指定するデータ(例えば論文、数値など)を記録することができる。そして、引き換えられたモナコインは、マイニングによって、記録サービスの対価として、マイナーと呼ばれる記録事業者が取得する。

記録事業者が提供するこの記録サービスは、事業として対価を得て行われる役務の提供にあたるので、消費税法第二条第一項第八号に規定する資産の譲渡等に該当すると解してよいか。

(答弁要旨)

お尋ねの記録事業者が提供する記録サービスについては、他者が保有する暗号資産であるモナコインを対価として、あるデータベースに当該他者が指定する論文や数値などのデータを記録するという役務の提供であれば、消費税法第二条第一項第八号に規定する資産の譲渡等に該当する。

十九及び二十について

(質問要旨)

十九 モナコインは、代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができる財産的価値であるが、モナコインの保有者は、自己の保有するモナコインと引換えに、NFT技術等の基盤となるブロックチェーンと呼ばれる改ざん不可能なデータベースに、モナコインの保有者が指定するデータ(例えば論文、数値など)を記録することができ、かつ、モナコインを保有するのでなければ何人も当該デ

一データベースに記録することはできないこととなっている。

このため、モナコインは、ブロックチェーンへの記録請求権を表象する証書と経済実態において同じであるので、モナコインは固有の用途（使用価値）を有している。

モナコインは、代価の弁済のために不特定の者に対して使用すること以外に用途（使用価値）を有する財産的価値であり、モナコイン自体の価値の増加益を観念することが可能なため、強制通用力を有しないことも考慮に入れると、その譲渡益は資産の値上がりによる増加益であると考えられる。

モナコインは、所得税法第三十三条第一項にいう「資産」に該当する と解してよいか。

二十 モナコインのように、支払手段としての性質を有しているものの、価値の増加益が観念可能な固有の用途（使用価値）を有している、性質のあいまいな資産については、法律の用語の自然な解釈に従い、所得税法第三十三条第一項にいう「資産」に該当するものと解してよいか。

（答弁要旨）

御指摘の「モナコイン」を含む暗号資産については、所得税法第三十三条第一項に規定する「資産」には該当しないものとして取り扱っているところ、いずれにせよ、支払手段としての性質や資産の価値の増加益が生じる性質を複合的に有する資産については、同項に規定する「資産」に該当するか否かについて、個別具体的な資産の性質により判断されるものと考えている。

二十一について

（質問要旨）

個人向けのバイナリーオプション取引と暗号資産デリバティブ取引は、ともに賭博罪の構成要件に該当する。一方、これらの取引は、丁半博打等の手慰みと異なり、流動性のある市場を創造し、市場における競争均衡を生じさせるという働きがあり、厚生経済学の基本定理が示すように、競争均衡はある種の最適な資源配分を実現することから、リスクシェアリング等の経済的有用性が認められ、正当な業務による行為として違法性が阻却されることとなっている。

しかるに、現状では、個人向けのバイナリーオプション取引による所得については分離課税の対象となり、個人向けの暗号資産デリバティブ取引による所得については総合課税の対象となっている。個人向けの暗号資産デリバティブ取引については、税制が金融市場にゆがみを与える可能性が考えられるほか、他の所得の状況を踏まえ、全体の税負担の軽減を目的とし、意図的に金融取引のタイミングを調整する行為が可能となっている。このように、現状の税制は、租税の公平性中立性等の観点から問題があると考えるが、政府の見解を問う。

（答弁要旨）

一定の先物取引による所得については、先物取引が、価格変動リスクの回避、公正かつ透明な価格指標の提供等の重要な役割を担っていることを踏まえ、幅広い投資家の先物市場への参加を促すことが重要であるとの観点等から、分離課税が採用されている。

他方、暗号資産デリバティブ取引については、金融庁の「仮想通貨交換業等に関する研究会」報告書（平成三十年十二月二十一日）において、「原資産である仮想通貨の有用性についての評価が定まっておらず、また、現時点では専ら投機を助長し

ている、との指摘もある中で、その積極的な社会的意義を見出し難い」等の見解が示されているところであり、こうした評価も含め総合的に検討した結果、分離課税の対象とはしないこととしたものである。

